

別紙

諮問第1034号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都教育委員会が保有する英語スピーキングテスト関係のすべての〇〇の音声データの一切」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和5年5月26日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関によると、請求対象である音声データ（以下「対象保有個人情報」という。）には他の受験生の音声等が含まれており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとのことである（条例16条2号）。また、対象保有個人情報は、条例17条1項に規定する「非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるとき」に該当せず、一部開示を行うことができないと説明する。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和5年10月2日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年12月8日に実施機関から理由説明書を、令和6年2月8日に審査請求人から意見書を收受し、同年5月27日（第245回第一部会）から同年10月29日（第249回第一部会）まで、5回の審議を行った。

## （2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 中学校英語スピーキングテスト及び本件開示請求の趣旨について

#### （ア）令和4年度実施状況について

実施機関では、都内公立中学校等に在籍する第3学年全生徒を対象として、中学校英語スピーキングテスト（English Speaking Achievement Test for Junior High School Students）（以下「ESAT-J」という。）を実施している。ESAT-Jの実施に当たっては、民間の資格・検定団体等と共同で実施することとしており、実施機関は令和元年8月21日から令和6年3月31日まで株式会社〇〇と協定を締結していた。

令和4年度のESAT-Jは、令和4年11月27日を本試日、同年12月18日を予備日として実施された。理由説明書によれば、受験生は問題に対してタブレット端末とイヤホンマイクを使用して音声で解答し、採点にはイヤホンマイクを通して録音された音声データを使用する。また、同じ教室にいる受験生が一斉に解答するため、採点対象の音声データには解答者以外の音声が含まれる場合があるとのことである。

ESAT-Jで出題される問題は、全4Partから構成されている。各出題のねらいに応じて、英文を読み上げる形式の問題で英語音声の特徴を踏まえ音読ができる力をみるPart Aから2問、図示された情報を読み取り、それに関する質問を聞き取った上で、適切に応答する力や、図示された情報をもとに「質問する」、「考えや意図を伝える」、「相手の行動を促す」など、やり取りする力をみるPart Bから4問、日常的な出来事について、話の流れを踏まえて相手に伝わるように状況を説明する力をみるPart Cから1問、身近なテーマに関して聞いたことについて、自分の意見とその意見を支える理由を伝える力をみるPart Dから1問が出題され、コミュニケーション

ンの達成度（コミュニケーションの目的の成立）や言語使用（語彙、文構造、文法の適切さ及び正しさ、内容の適切さ（一貫性・論理構成）、音声（発音、強勢、イントネーション、区切り）の観点から評価、採点される。

（イ）ESAT-Jにおける音声データの提供について

実施機関では、受験生本人が、話した内容と解答例とを照らし合わせて、よりよく相手に伝えるために気を付けることや使うとよい表現を考えるなど、今後の英語スピーキング（話すこと）の力の向上に活用することを目的として、令和4年度から受験生が解答した音声データを希望者に対して提供している。

ただし、提供する音声データは、受験生本人以外の者に係る個人情報保護の観点から、解答音声から受験生本人の音声を抽出処理したものである。

このため、一部聞き取りにくかったり、周囲の音が入っていたりする場合がある（受験生本人が発話・解答していない場合は、本人の音声が含まれていない無音状態に近いデータとなる。）。

本件開示請求は、保有個人情報開示請求書において審査請求人自身が受験したESAT-Jの音声データの写しの交付を求めていることや、本件審査請求書において加工された音声データではなく自身が解答したままの音声の開示を求めていることからすると、上記（イ）による抽出処理等の加工をしないものの開示を求めるものであると解される。

イ 対象保有個人情報の非開示妥当性について

（ア）開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報の該当性

対象保有個人情報は、令和4年度のESAT-J本試日である令和4年11月27日に受験した審査請求人が、自身の音声を録音する方法により解答した全音声データである。この音声データは、上記ア（ア）のとおり採点され、採点後に受験生本人が希望した場合は、同（イ）のとおり自身の音声データが提供されることとなっている。

審査会が対象保有個人情報を見分したところ、当該情報は、特段の加工を施していない音声データにつき、全般にわたり複数の受験生の解答音声が無断なく一体的に記録され、また、部分的に他の受験生の解答内容を断片的に聴き取ることができ

る状態で録音されていることが確認された。このような録音状況であることに照らして対象保有個人情報の内容について実施機関に確認したところ、審査請求人が受験した教室においては、同じ中学校に在籍する受験生ら複数名が受験しており、それらの者の解答音声はその内容に含まれているとのことであった。

そこで、審査会が実施機関から、審査請求人が当日受験した教室における受験生名簿を取り寄せたところ、同じ教室で受験した80人中56人が審査請求人と同じ中学校に在籍していることが確認された。

このことからすると、対象保有個人情報に記録されている音声データは、審査請求人以外の個人に関する情報を含むものであり、本件開示請求が当該情報の記録された日時や場所等が特定された請求であることからしても、受験当日の座席の状況等の他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができる可能性があるものと認められる。

(イ) 開示すると開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報の該当性

上記ア(ア)のとおり、ESAT-Jで出題される問題には、受験生個人の英語の発音、強勢、イントネーション、語彙、文法などに関する特徴や能力を判定する内容が含まれているほか、英語で受験生個人の考えを述べさせる設問もある。このことについて実施機関に確認したところ、各解答内容は、受験生個人の人格と密接に関連するものが含まれ得るものであり、また、受験生は採点者等(自身が在籍する学校を含む。)以外の第三者に自己の解答が知らされることは想定していないことから、予期せぬ形で開示されることとなれば、特定の個人を識別できるか否かにかかわらず、個人の権利利益を害するおそれがあるとのことであった。

廃止前の「東京都個人情報の保護に関する条例の施行について」(平成3年3月26日情都個第26号)第16条関係、第1、3(7)は、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の具体例として、「カルテ、反省文及び未公表の著作物などのように、個人の人格と密接に関連する又は開示によって財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものなど」を挙げている。

審査会が改めて令和4年度のESAT-Jで出題された個別の設問を見分したところ、当該設問は、受験生個人の人格と密接に関連する事項を積極的に聞き出すような設

問ではないものの、受験生個人の考えを述べさせる設問は存在していた。また、上記ア（イ）にあるように、受験生本人が自身の解答内容を確認するに当たっては、他の受験生の個人情報を保護する観点から、自身の音声が出処理された音声データがその受験生本人に限り提供される仕組みを別途実施機関が整備していることも併せて考えると、第三者に対する自身の解答の開示を受験生は想定していないとする実施機関の主張内容は首肯されるものであると解される。

以上より、対象保有個人情報には、他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分と、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することによりなお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある部分とが含まれていることから、これらの部分は条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、対象保有個人情報は、採点対象の受験生及びそれ以外の同一教室内で受験した受験生それぞれの音声その他採点対象の受験生周辺の環境音等が相互に密接不可分の状態で記録されているデータであることから、条例16条2号に該当する非開示情報を容易に区分して除くことができないとして開示しなかった本件非開示決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環